

個人情報の取扱いにご注意ください！

『おおつ民児協連だより』では、毎号に個人情報の取り扱いについて注意を喚起しています。高度情報社会がすすむ今日、個人情報の入った書類を紛失した、あるいはインターネットの不正アクセスで流失したというニュースもよく見聞きするようになりました。流失した個人情報が拡散し、悪用されて様々な事件が起こっていることもご承知のことと思います。

私たち民生委員児童委員が扱う個人情報は、生活に密着したものであるだけに保管や運用には細心の注意を払わねばなりません。“うっかり落としてしまった”、“どこかに失えて行方不明だ”では済まされない重要なものだと認識を常に持つようにしましょう。本号では個人情報の種類と処分について一覧表にまとめてみました。各地区により、委員の人数や保管担当の決め方が異なることもあると思いますので、地区ごとにお話し合いのうえで取り扱いルールをお決めください。

	個人情報の種類	返却時期	返却先（担当課）
1	ネットワーク台帳 登録カード	死亡など登録事由の消滅時点以降随時	市社協
2	ネットワーク台帳 連絡カード		
3	ネットワーク台帳 登録者一覧表		
4	居住者状況表	本年度配布分を翌年度4月に	福祉政策課
5	居住者異動状況表		
6	新生児訪問事業受付登録済リスト	前年（1月～12月）配布分を翌年1月に	子育て総合支援センター
7	全戸訪問事業対象家庭リスト		
8	紙おむつ券受給者リスト	新規配布分リスト受領後に旧リストを	長寿政策課
9	大津市敬老祝記念品贈呈リスト	記念品配布後速やかに	
10	1人暮らし高齢者防火訪問点検リスト	事業終了後速やかに	消防局予防課
11	ひとり暮らし等高齢者宅上下水道・ガス安全点検対象者一覧表	事業終了後速やかに	企業局安全サービス課
12	ごみ出し支援戸別収集サービス利用リスト	新規リスト受領後に旧リストを	廃棄物減量推進課
13	生活福祉資金借受世帯援助記録票	償還後随時	市社協
14	その他各地区で作成している個人名などが入った書類	書類の作成目的を終了した時点で各地区にてまとめて処分（※1）	
15	民生委員児童委員活動記録や手帳など、民生委員児童委員が活動上で知り得た個人情報を記載している文書類	委員を退任する場合に保有している文書、または一定の年次（3年程度）を経過した文書は、各地区でまとめて処分（※2）	

※1・※2文書類の処理は個別に行うより各地区で話し合ってまとめて処分するようにしましょう。処分は、市指定の廃棄物処理場に搬入して焼却処分するようにします。運搬が困難な場合は、市福祉政策課と協議して処理を依頼してください。

★編集後記★

昨年は民生委員制度創設100周年ということで、私たち民生委員児童委員の活動のあり方について見直す時でもありました。中でも、活動の中心となっている「見守り活動」について改めて考えますと、「見守る」ということは、「受け入れる」ことであり、このことが相談活動の基本的な姿勢であると思います。現在、市民児協連では民生委員制度100周年を記念し「見守り活動共有化指針」の作成を進めております。また、私たちは相談の中で様々な個人情報に接することが多く、個人情報の取り扱いにも十分配慮する必要がありますので、今号に個人情報の処理についてガイドラインを掲載いたしました。（唐崎地区・上田）

おおつ民児協連だより

第11号 2018年1月
発行者:大津市民児協連
会長 津田 洋子

新年のご挨拶

大津市民生委員児童委員協議会連合会

会長 津田 洋子

新年あけましておめでとうございます。委員の皆様には、お健やかに新年を迎えられましたことと心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年12月の役員改選におきまして第12代大津市民生委員児童委員協議会連合会の会長に選任されました。このような大役を仰せつかり、責任の重さに不安を感じざるを得ませんが皆さま方のご支援、お教をを仰ぎながらこの重責を努めさせていただきたく、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

さて、昨年民生委員制度は、制度創設100周年という節目の年を迎えましたが、大津市民児協連におきましても、100周年記念事業として『見守り活動共有化指針～地域で一緒に進めるために～！！』の作成を進めております。昨今、人と人の繋がりが薄れるなか、誰もが孤立せず住みなれた地域で安心して生活を送るには、共に支え合う地域を創っていくことが必要です。そのためには日頃の民生委員児童委員活動と合わせて、地域の関係者や地域団体と協働した見守りが重要であるという観点から作成したものです。

今、「我が事、丸ごと」「地域共生社会」を目指して、とされています。民生委員児童委員は、もともと隣人愛をもって地域住民の困りごとを「我が事」として受け止め、地域住民のあらゆる相談を「丸ごと」受け止めてきた歴史があります。また民生委員児童委員は、地域の繋がりを中心とした住民側のキーマンとして地域福祉を地道に進めてきた福祉の実践者とも言えます。

今回の「指針」は、地域の「見守り活動」のキーマンとして私たち民生委員児童委員自身の想いが込められたものであり特に地域の中で共有化を図っていくことに大きな意義があります。

次の100年に向けて新たなスタートが今切られました。この指針が、次の100年に向けた大きな力となることを祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。



大津市民生委員児童委員協議会連合会役員

役職名	氏名	地区名	役職名	氏名	地区名
会長	津田 洋子	真野北	副会長	奥田 与嗣男	田上
副会長	土永 正宏	小松	副会長	谷本 みちの	瀬田
副会長	宮沢 武	坂本	会計理事	伊東 豊	富士見
副会長	佐敷 靖夫	山中比叡平			

 ALL 社協で子ども・若者の相談を受け止めます

大津市社会福祉協議会（以下「大津市社協」と略す）では平成29年10月1日より、大津市の委託を受け、どこに相談していいかわからない方が気軽に相談できる窓口として、「子ども・若者総合相談窓口」を開設しています。

大津市では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を地域において支援するための「子ども・若者支援ネットワーク」（子ども・若者支援地域協議会）に参加するそれぞれの機関の専門性を生かした、効果的かつ円滑な支援を目指しています。

■ これからのこと、一緒に考えます



学校生活や就職のこと、親や人とのかかわり方など、暮らしの中での様々な不安をお聞きし、何からはじめればいいのかをいっしょに考えます。本人だけでなく、ご家族の悩みや不安もお聞きしています。

■ 専任の相談員が相談をお受けします

受付時間：月～金曜日 9時～17時（祝休日含む）

対象年齢：大津市にお住まいの若者（15歳～）、ご家族など

専用電話 : 077-526-5316

完全予約制ですので、待ち時間はありません。
必要に応じて訪問を行っています。

経験豊富な相談員が対応しています。

相談員（相談経験3年以上、または社会福祉士）
担当：八田、福田、菅沼（自立支援グループ）



■ 部門間連携が大きな後ろ盾となっています

大津市社協では、相談に加え、その人にあった「寄り添い型」の支援を実施しています。

少しでも意欲や自信がもてるように、部門間における連携支援を目指しています。

市社協内の各部門間の強みを生かした支援は、就労の定着や社会的自立へと結びついています。

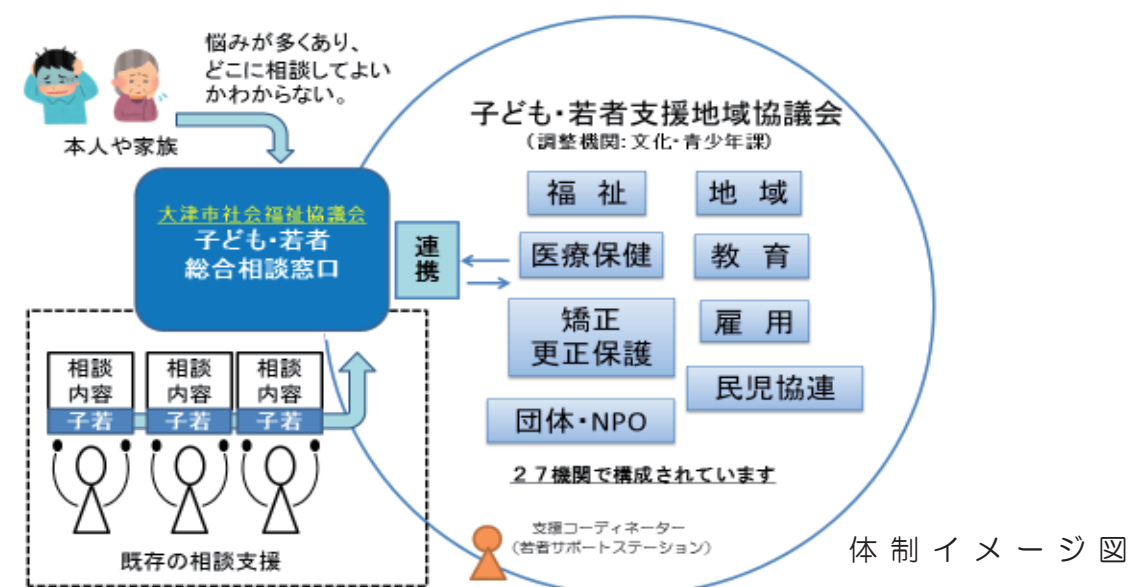
自立支援グループ・・・・・・・・・・就労を目指した個別サポート、家計相談。
就労体験や見学、履歴書の書き方指導など。

ボランティア支援グループ・・・ボランティア体験の調整。
ボランティアに関する情報提供など。

地域支援グループ・・・・・・・・・・サロンなどの地域資源との調整。
社会参加に向けたサポートなど。

権利擁護支援グループ・・・・・・・・・・金銭管理のお手伝い。

■ 必要に応じて、他の支援機関へつなぎます



相談内容によっては、支援計画を立てた上で、関係機関に呼びかけてケース検討会を開催します。

■これまでの相談状況

【平成29年11月末】

【相談内容】（重複あり）

新規	継続	合計
19	26	45

相談者の比率は母が53%、本人が21%、次に父の18%となっており、両親からの相談が約70%を占めています。

障 害 の こ と	ひ き こ も り に つ い て	不 登 校 に つ い て	就 職 に つ い て	生 活 費 の こ と	学 校 ・ 学 業 、 進 路 に つ い て	日 常 生 活 に つ い て	家 族 関 係	人 間 関 係	そ の 他	合 計
2	3	1	10	1	2	1	1	1	0	22

■ 県内でのネットワークづくりが始まりました

大津市子ども・若者支援地域協議会では、代表者会議、実務者会議のほか、広く関係機関を対象とした研修会を開催し、関係機関同士の相互理解やスキルアップを目指しています。

また、県内子ども・若者総合相談窓口担当者の情報交換会も行われ、ネットワークが拡がりつつあります。



第2回
大津市子ども・若者
支援研修会

	県	高島市	米原市	彦根市	大津市
開設日	平成29年4月1日	平成23年4月1日	平成28年4月1日	平成28年10月1日	平成29年10月1日
行政担当局・課	子ども・青少年局	教育委員会	子ども家庭課	子ども若者課	文化・青少年課
直営・委託	直 営	直 営	委 託	委 託	委 託
実施機関	精神保健福祉センター	あすくる高島	特定非営利法人 就労ネットワーク滋賀	特定非営利法人 就労ネットワーク滋賀	大津市社会福祉協議会
連絡先	077-567-5058	0740-32-3824	0749-54-5000 (米原市少年センター)	0749-47-3001	077-526-5316